（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値	
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇ＭＨｚ帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、八〇〇ＭＨｚ帯広帯域小電力無線システムの無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［略］	［略］	［略］	［略］

［二・三　略］

［２～５　略］

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　［同上］

一　［同上］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値	
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇ＭＨｚ帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［略］	［略］	［略］	［略］

［二・三　同上］

［２～５　同上］